

社会福祉法人いきいき福祉会
定期巡回随時対応型訪問介護看護ラポール城南
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人いきいき福祉会が運営する定期巡回随時対応型訪問介護看護ラポール城南（以下「事業所」とする）が行う、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条

- 1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものである。
- 2 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 定期巡回随時対応型訪問介護看護ラポール城南
- (2) 所在地 神奈川県藤沢市城南4丁目9番8号

TEL 0466-31-0755

FAX 0466-31-0756

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
 - ・事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) オペレーター 3名以上（常勤兼務）
 - ・サービス提供時間を通じて1以上配置する
 - ・利用者または家族からの通報を随時受付し、適切に対応する。

- ・利用者または家族に対しての適切な相談・助言を行う。
- (3) 計画作成責任者 1名以上(常勤兼務)
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
 - ・サービス提供日時の決定
 - ・サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
- (4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員 3名以上(常勤兼務・非常勤兼務)
 - ・サービス提供時間を通じて、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上を配置する
 - ・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回訪問
- (5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員 3名以上(4)に同じ
 - ・サービス提供時間を通じて1以上配置する
 - ・オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間

(事業の提供方法、内容、利用料等)

第6条

事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

その内容は次のとおりとする。

- (1) サービスの内容は、重要事項説明書のとおりとする。
- (2) サービスを利用した場合の利用者の利用料は、厚生労働大臣が定めた報酬基準額の介護保険負担割合証に記載された負担額とする。
- (3) 利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、利用者が負担するものとする。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その実費とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、藤沢市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条

サービス提供中に、利用者の病状の急変、その他何らかの問題が発生した場合、速やかに管理者、オペレーターに連絡するとともに、関係各機関、家族にも速やかに報告し、必要

な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第9条

サービス提供に際し、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じるものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合に対応方法)

第10条

- 1 サービス提供の開始に当たり、原則として合鍵の預かりは行わないものとする。ただし、利用者の状況などによりやむを得ない場合は、協議の上、合鍵の預かりに関する借用書を取り交わし、合鍵を預かり、管理することができるものとする。
- 2 前項の規定により合鍵を事業所が管理する場合は、責任者を定めて保管し、管理簿を設けて記録する。
- 3 事業所が合鍵を紛失した場合は、所轄の警察署に届けるとともに事業所が利用者宅の鍵を変更する費用を負担する。

(苦情処理)

第11条

- 1 事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(個人情報の守秘義務または秘密の保持)

第12条

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(事故発生時の対応)

第14条

- 1 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとする。

(その他運営についての重要事項)

第15条

- 1 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用時3か月以内
 - (2) 継続研修 年2回

(記録の整備)

第16条

- 1 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(介護・医療連携推進会議)

第17条

- 1 サービスの提供にあたっては、地域に開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 2 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
- 3 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、有識者、市の職員または地域包括支援センター職員等とする。
- 4 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(訪問看護事業者との連携)

第18条

- 1 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならないこととする。
- 2 前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとする。
 - (1)利用者に対するアセスメント
 - (2)随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - (3)医療・介護連携推進会議への参加
 - (4)その他必要な指導及び助言

(訪問介護事業者との連携)

第19条

定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスの一部を他法人の指定訪問介護事業所に委託し、その従事者が提供する。

その場合は、業務内容や費用について業務委託契約を交わし、藤沢市に届け出を実施する。また、利用者に対する訪問介護のサービス提供においては情報共有などで連携を図る。

この規程に定める事項の他に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人いきいき福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 26 年 10 月 1 日より施行する。

平成 27 年 8 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和元年 10 月 1 日快晴

令和 2 年 10 月 1 日改正

令和 3 年 5 月 1 日改正

令和 3 年 10 月 1 日改正

令和 4 年 10 月 1 日改定